

営農継続支援補助事業

「出荷・販売用資材購入費補助事業」の概要

販売農家の出荷に係る経費負担を軽減し、営農継続を図るため、出荷・販売用資材購入費の一部を助成する農業者向けの支援制度です。

補助対象者

東海市内に住所を有する農業者又は農業法人

※申請は、農地基本台帳に基づく、農業経営体単位とし、同一経営体からの申請は1回限りです。

補助対象

令和8年4月1日から令和9年3月12日までの間に農業者が購入した出荷・販売用資材購入費

※幅広く市内農業者の皆様を支援するため、購入する出荷・販売用資材の数量は経営規模に合った通年と同じ範囲内としてください。

【出荷・販売用資材の例】段ボール箱や出荷用ネット・ラベル、花き用鉢など

補助額

出荷・販売用資材購入費の2分の1以内（上限10万円）

※100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額が補助額です。

申請方法

- 1 主にあいち知多農業協同組合から出荷・販売用資材を購入している方
西部総合営農センター(0562-35-1551)に申請方法をお問い合わせください。
事前に**市税完納証明書**（様式は農務課窓口で配布又は農務課HPよりダウンロード可）を市役所で取得し、西部総合営農センターでの申請時に提出してください。
- 2 主にあいち知多農業協同組合以外から出荷・販売用資材を購入している方
①**補助金交付申請書**及び**事業計画書・収支予算書**、**市税完納証明書**（様式は農務課窓口で配布又は農務課HPよりダウンロード可）②**領収書**を**東海市役所農務課（5階）**へ提出してください。

※市税完納証明書は市役所1階収納課で申請してください。

申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月12日（金）まで

◆よくある質問◆

Q 申請期間中はいつでも申請することができるか？

A 年1回のみ随時申請を受付けています。対象資材購入費が20万円以上になった時点で補助上限額に達していますので、この時に申請いただくのが良いかと思えます。

※営農継続支援補助事業に関するお問い合わせは、東海市役所農務課（5階）農業振興グループ（☎052-613-7673/0562-38-6297）又は農務課HPへ。